



# 第65回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 平成27年6月26日(金曜日)  
午前10時  
**開催場所** 大阪市城東区中央二丁目1番23号  
ナカバヤシ株式会社  
大阪支社8階会議室

## 決議事項

- 第1号議案  
剰余金の配当の件
- 第2号議案  
定款一部変更の件
- 第3号議案  
取締役(監査等委員であるものを除く。)  
10名選任の件
- 第4号議案  
監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案  
補欠の監査等委員である取締役1名  
選任の件
- 第6号議案  
取締役(監査等委員であるものを除く。)  
の報酬等の額設定の件
- 第7号議案  
監査等委員である取締役の報酬等の  
額設定の件

## 目次

- 02 第65回定時株主総会招集ご通知
- 03 事業報告
- 14 連結計算書類
- 17 監査報告書
- 18 個別計算書類
- 22 監査報告書
- 24 株主総会参考書類

(裏表紙)株主総会会場ご案内図

# Nakabayashi

## 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分(当社営業終了時刻)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市城東区中央二丁目1番23号 当社大阪支社8階会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第65期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)10名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nakabayashi.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nakabayashi.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

〔 自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日 〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

(単位:百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減額
売上高	53,820	53,520	▲299
営業利益	1,300	1,345	45
経常利益	1,594	1,661	66
当期純利益	927	935	7

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動が懸念されたものの、政府の経済政策や日銀の金融緩和策などにより円安・株高が継続し、企業収益や雇用環境に改善がみられ景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のもと、受注部門ではデータプリントサービスの事業領域拡大に伴う新たな付加価値の創造を図るとともに、二次元カラーコード(カメレオンコード)を利用した業務効率化提案による受注拡大、手帳や卒業アルバムなどの販路拡大に取り組みました。また平成26年11月に株式会社ODKソリューションズと業務・資本提携契約を締結し、当社のデータプリントサービス事業と株式会社ODKソリューションズの情報処理アウトソーシングサービスとのアライアンスにより学校法人向けサービスの充実を図りました。

製品販売部門ではノート、アルバムの各種新製品の開発・販売、ネット販売の強化、デジタル文具の拡充、中国市場での拡販や北米市場の開拓などに取り組みました。製造面では国内工場の効率化、中国工場の採算性の向上、ベトナム工場の本格稼働などに取り組みコスト低下に努めました。また「LINE」に公式アカウントを開設するなど、広告媒体の多様化を図り当社及び商品の認知度向上に努めました。

なお、新規事業といたしまして連結子会社の兵庫ナカバヤシ株式会社が完全人工光型植物工場を関宮分工場内に設置し、レタスの栽培に取り組みました。また連結子会社の松江バイオマス発電株式会社は平成27年度操業開始に向けて発電設備及び運営体制の構築を図りました。

この結果、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は、前年同期比0.6%減の535億20百万円となりました。

利益面では、原価率は横ばいに推移いたしましたが、販売費及び一般管理費が減少し、営業利益は13億45百万円(前年同期比3.5%増)、経常利益は16億61百万円(前年同期比4.2%増)と増益となりました。

また、特別利益は投資有価証券売却益69百万円など合計で1億43百万円を計上し、特別損失は固定資産処分損7百万円など合計で13百万円を計上いたしました。この結果、税金等調整前当期純利益は17億91百万円(前年同期比9.6%増)となり、法人税等税負担調整後の当期純利益は9億35百万円(前年同期比0.8%増)と増益となりました。

セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

## 印刷製本関連事業

図書館ソリューション部門は、図書製本の市場縮小により厳しい状況が続いておりますが、図書館アウトソーシング事業の受託拡大や二次元カラーコード(カメレオンコード)を利用した蔵書管理システムの導入などに注力いたしました。

データプリントサービス事業部門は、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業が順調に推移し、ラベル事業の受注拡大にも努めました。

手帳部門は年玉手帳や市販手帳の受注拡大、新規販路の開拓に注力するとともに選別受注により採算性の向上に努めました。

またパッケージ・封筒事業や卒業アルバムなどは堅調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は271億56百万円(前年同期比1.6%減)、営業利益は6億48百万円(前年同期比68.2%増)となりました。



## ステーショナリー関連事業

文具専門店、GMS、ホームセンター、カメラチェーン店への販売強化を図るとともに各種広告媒体を通じて「スイング・ロジカルノート」の消費者への浸透を図りました。約20%軽量化を実現した「ロジカル・エアernote」も順調に推移しアイテムを拡充いたしました。

またアルバムはディズニーキャラクターやミッフィー誕生60周年シリーズなどの新製品を発売し好評を得ております。

海外では中国でのアルバムのネット販売が順調に推移いたしました。一方国内では円安の影響などもあり商品構成の見直しを実施いたしました。

この結果、当事業の売上高は132億97百万円(前年同期比4.1%減)、営業利益は1億92百万円(前年同期比21.9%減)となりました。



© Mercis bv

## 環境事務機器関連事業

大型シュレツダは出張細断サービスを行うトラック「エコポリスバン」の買い替え需要に対する販売強化を図るとともに機密文書回収ボックスなどの環境関連商品や破砕機などの拡販に努めました。

中小型シュレツダは新機種開発による品ぞろえやアフターフォローの充実を図り、新規販売ルートの開拓に注力いたしました。

また連結子会社のカゲクロ株式会社が営むオフィス家具のネット販売は商品の拡充やプランニングサービスの強化などを図り、売上高は順調に推移いたしました。利益面では円安等の影響を受けました。

この結果、当事業の売上高は56億29百万円(前年同期比5.8%増)、営業利益は3億75百万円(前年同期比13.1%減)となりました。



## PC周辺機器関連事業

家電量販店の新規販路の開拓、ネット・通販向けの商品の拡充、法人向けLANケーブルの販売強化などに取り組みました。

タブレット・スマートフォン関連商品の充実を図り、特にケーブル、タッチペン、保護フィルムなどの販売が順調に推移いたしました。

また海外旅行先で利用するマルチ変換アダプタなど通電系商品も堅調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は33億3百万円(前年同期比7.1%増)、営業利益は2億13百万円(前年同期比13.2%増)となりました。



## ベビー&シルバー関連事業

チャイルドシートはヨーロッパ新基準に対応した製品の開発、販売に注力するとともに、中国市場での販売強化に取り組みましたが、新製品開発に伴う設備投資負担などが響き採算面は悪化いたしました。

ケアリング部門は新開発の歩行車の積極販売に努めました。

メディカル部門は電子カルテワゴンや点滴スタンドなどの販売が順調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は16億55百万円(前年同期比4.7%増)、営業損失は92百万円(前年同期営業損失11百万円)となりました。



電子カルテワゴン

## その他

その他は、連結子会社のウーマンスタッフ株式会社が営む人材派遣業、日本通信紙株式会社が営むアウトソーシング事業、松江バイオマス発電株式会社が営む発電事業(平成27年度操業開始予定)であり、当期の売上高は24億76百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益は1億33百万円(前年同期比12.3%減)となりました。



図書館受付業務(ウーマンスタッフ)



松江バイオマス発電

以上が各セグメントの営業の概況であります、セグメント別の売上高の状況を示すと別表のとおりであります。

## セグメント別売上実績表

事業区分	売上高	構成比	前期比増減
印刷製本関連事業	27,156百万円	50.8%	1.6%減
ステーションリー関連事業	13,297百万円	24.8%	4.1%減
環境事務機器関連事業	5,629百万円	10.5%	5.8%増
PC周辺機器関連事業	3,303百万円	6.2%	7.1%増
ベビー&シルバー関連事業	1,655百万円	3.1%	4.7%増
その他	2,476百万円	4.6%	4.3%増
合計	53,520百万円	100.0%	0.6%減

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社 大阪本社・販売管理システム(ステーションナリー関連事業)

### ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

・兵庫ナカバヤシ株式会社

関宮分工場・水耕栽培設備(その他の事業)

・松江バイオマス発電株式会社

本社・木質バイオマス発電設備(その他の事業)

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、松江バイオマス発電株式会社が木質バイオマス発電事業の設備投資のため、長期借入金17億円を調達いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成26年7月1日付で、連結子会社の定谷紙業株式会社を吸収合併いたしました。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

次期以降のわが国経済は一部の新興国における成長鈍化など懸念材料があるものの、企業収益の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調を維持するものと予想されます。このような状況のもと、当社グループは以下の課題に対処してまいります。

- ・ 円安の進行などにより海外原材料や輸入商品のコストが上昇しており、商品の改廃、価格調整など商品構成の見直しを図るとともに付加価値の高い新製品の開発に取り組んでまいります。
- ・ 消費者の購買活動が店舗販売からネット直販に変化してきている状況のなかで、新規販路の開拓やネット直販向け商品の開発、拡充を進めてまいります。
- ・ 媒体手段が「紙」から「Web」への変化が加速されており、ペーパーレス化が顕著となっているなかで、印刷事業部門の新たな成長事業の構築に取り組んでまいります。
- ・ 海外売上高比率を高めるべくアジア市場での販路開拓を図るとともに海外工場の採算性の向上を図ってまいります。
- ・ グループ会社がそれぞれ特色を極めシナジー効果を最大限発揮できるよう注力し業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 (平成24年3月期)	第63期 (平成25年3月期)	第64期 (平成26年3月期)	第65期 (平成27年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	47,450	48,542	53,820	53,520
経常利益(百万円)	1,281	1,249	1,594	1,661
当期純利益(百万円)	763	772	927	935
1株当たり当期純利益(円.銭)	13円71銭	13円86銭	16円66銭	16円80銭
総資産額(百万円)	42,786	44,331	48,844	51,961
純資産額(百万円)	19,048	19,782	20,387	21,667
1株当たり純資産額(円.銭)	330円84銭	341円25銭	348円94銭	371円17銭

- (注)1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第62期は売上高が、第61期比0.6%増となりました。創立60周年の節目となる年を迎え、60周年フェア、キャンペーンなど積極的な営業活動を展開しました。製品販売部門ではデジタル文具などの新製品の販売が順調に推移し、受注部門では新たな事業モデルの構築に取り組みました。また不採算の連結子会社のロアス株式会社を平成24年2月に清算終了しました。原価率は横ばいで推移し、販売費及び一般管理費が減少したことで経常利益は第61期比19.4%増と増益となりました。特別利益として投資有価証券売却益(1億39百万円)等を計上し、特別損失として減損損失(59百万円)等を計上いたしました。連結子会社の清算終了による法人税等の税負担の減少もあって、法人税等税負担後の当期純利益は7億63百万円となりました。
3. 第63期は売上高が、第62期比2.3%増となりました。受注部門では顧客のあらゆるニーズに対応するBPOを展開するとともに、ラベル事業や印刷Web通販などの新規事業モデル構築に取り組みました。製品販売部門ではホームセンター向け販売が順調に推移し、デジタル文具の新製品開発や海外販路開拓にも積極的に取り組んでまいりました。またオフィス家具のネット販売を営むカグクロ株式会社及び同社の子会社である協友株式会社を子会社とし、当社グループの商品拡充及びネット販路拡大を図りました。一部在庫処分と急激な円安の影響で原価率が上昇し、経常利益は第62期比2.5%減と減益となりました。特別利益として固定資産売却益(73百万円)等を計上し、特別損失として固定資産処分損(5百万円)等を計上いたしました結果、法人税等税負担後の当期純利益は7億72百万円となりました。
4. 第64期は売上高が、第63期比10.9%増となりました。受注部門ではデータプリントサービスや図書館業務のアウトソーシングの受注拡大、手帳、証書ファイル、卒業アルバムなどの販路拡充に取り組みました。製品販売部門ではノートの拡販、デジタル文具の拡充、ネット販売の強化、海外販路の開拓などに取り組みました。また、NCL VIETNAM CO.,LTD.をM&Aにより子会社といたしました。円安の影響などにより原価率が上昇し、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上高の増加により、経常利益は第63期比27.6%増と増益となりました。特別利益として固定資産売却益(46百万円)等を計上し、特別損失として投資有価証券評価損(21百万円)等を計上いたしました結果、法人税等税負担調整後の当期純利益は9億27百万円となりました。
5. 第65期の状況につきましては、前記(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。



## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係 該当事項はありません。  
 ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
フェル販売株式会社	90百万円	100.0%	ステーションナリー関連製品等の卸販売業
兵庫ナカバヤシ株式会社	10百万円	100.0%	印刷製本関連製品の製造並びに加工
島根ナカバヤシ株式会社	40百万円	100.0%	ステーションナリー関連製品等の製造並びに加工
株 式 会 社 ミ ヨ シ	10百万円	100.0%	PC周辺機器関連製品の製造販売
リーマン株式会社	200百万円	100.0%	ベビー&シルバー関連製品の製造販売
日本通信紙株式会社	228百万円	51.2%	印刷製本関連製品等の製造販売並びに加工
ウーマンスタッフ株式会社	50百万円	100.0%	人材派遣業
フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社	100百万円	100.0%	ステーションナリー関連製品の販売
株式会社松本コロタイプ光芸社	10百万円	90.0%	印刷製本関連製品の製造販売
カグクロ株式会社	10百万円	80.0%	オフィス家具等の販売
協友株式会社	10百万円	80.0%	オフィス家具等の販売
松江バイオマス発電株式会社	400百万円	55.0%	木質バイオマス発電事業
寧波仲林文化用品有限公司	5,000千米ドル	100.0%	ステーションナリー関連製品等の製造販売並びに加工
仲林(寧波)商業有限公司	130百万円	100.0%	ステーションナリー関連製品等の販売

- (注) 1. 連結子会社である定谷紙業株式会社は、平成26年7月1日付をもって当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。  
 2. 連結子会社であるカグクロ株式会社は、平成27年4月1日付をもって連結子会社である協友株式会社を吸収合併しております。

## (11) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
印刷製本関連事業	図書館製本・法人向け手帳・データプリントサービス
ステーションナリー関連事業	アルバム・ファイル・ノート等日用紙製品・ファニチャー・収納整理用品
環境事務機器関連事業	シュレツダ等事務機器・オフィス家具
PC周辺機器関連事業	パソコン周辺機器・コンピュータ関連製品
ベビー&シルバー関連事業	チャイルドシート・高齢者向け福祉用具・医療器具
そ の 他	人材派遣業務・アウトソーシング事業・木質バイオマス発電事業

## (12) 主要な営業所及び工場(平成27年3月31日現在)

### ①当社

本社	東京本社	東京都板橋区
	浅草橋オフィス	東京都台東区
	大阪本社	大阪市中央区
支社・支店	大阪支社	大阪市城東区
	名古屋支店	名古屋市熱田区
	福岡支店	福岡市東区
営業所	札幌営業所	札幌市白石区
	仙台営業所	仙台市若林区
	横浜営業所	横浜市旭区
	広島営業所	広島市佐伯区
	高松出張所	香川県高松市
工場	本社工場	堺市東区
	戸田工場	埼玉県戸田市
	高田工場	東京都豊島区
物流センター	関東物流センター	埼玉県比企郡ときがわ町
	関西物流センター	大阪府南河内郡千早赤阪村
	山陰物流センター	島根県雲南市
	板橋配送センター	東京都板橋区
	堺配送センター	堺市東区
	福岡配送センター	福岡市東区

### ②子会社

フエル販売株式会社	大阪市城東区
兵庫ナカバヤシ株式会社	兵庫県養父市
島根ナカバヤシ株式会社	島根県出雲市
株式会社ミヨシ	東京都台東区
リーマン株式会社	愛知県愛西市
日本通信紙株式会社	東京都台東区
ウーマンスタッフ株式会社	東京都中央区
フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社	東京都中央区
株式会社松本コロタイプ光芸社	熊本市中央区
カグクロ株式会社	東京都千代田区
協友株式会社	東京都千代田区
松江バイオマス発電株式会社	島根県松江市
寧波仲林文化用品有限公司	浙江省寧波保稅区(中国)
仲林(寧波)商業有限公司	浙江省寧波市北侖区(中国)

## (13) 使用人の状況(臨時雇員・パート・嘱託を除く) (平成27年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数	前期末比 増・減(△)
印刷製本関連事業	971 名	21 名
ステーションリー関連事業	458	△34
環境事務機器関連事業	142	4
PC周辺機器関連事業	44	1
ペピー&シルバー関連事業	66	△6
その他	94	12
全社(共通)	87	△2
合計	1,862	△4

### ②当社の使用人の状況

当期末現在従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
670名	31名	42.0才	15.7年

## (14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,660 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,868
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	1,400

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 198,490,000株
- ②発行済株式の総数 61,588,589株 (自己株式数5,890,271株を含む。)
- ③当事業年度末の株主数 6,392名
- ④大株主(上位10名)

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,192 千株	7.52 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,195	5.73
中 林 代 次 郎	3,078	5.52
フ エ ル 共 益 会	2,785	5.00
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,759	4.95
滝 本 安 克	2,418	4.34
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,169	3.89
ナカバヤシ従業員持株会	1,968	3.53
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	955	1.71
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	946	1.69

(注) 1.当社は、自己株式5,890千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤その他の株式に関する重要な事項

- 1.取得株式 普通株式 6,782 株  
取得価額の総額 1,422 千円
- 2.処分株式 該当事項はありません。
- 3.失効手続をした株式 該当事項はありません。
- 4.決算期における保有株式 普通株式 5,890,271 株

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
辻 村 肇	代表取締役社長	営業統括本部長	松江バイオマス発電株式会社 代表取締役
中 林 一 良	常務取締役	営業統括本部副本部長 兼 製販カンパニー長 兼 企画部長	
中之庄 幸三	常務取締役	営業統括本部副本部長 兼 印刷・製本カンパニー長	兵庫ナカバヤシ株式会社代表取締役
中 屋 定 英	取 締 役	関係会社統括本部長 兼 営業統括本部 環境・事務機カンパニー長	カグクロ株式会社代表取締役 協友株式会社代表取締役
作 田 一 成	取 締 役	管理統括本部長 兼 経理部長	
黒 川 修	取 締 役	管理統括本部副本部長 兼 大阪本社総務部長	
岡 野 秀 生	取 締 役	関係会社統括本部副本部長 兼 東京本社総務部長	日本通信紙株式会社代表取締役
湯 本 秀 昭	取 締 役	営業統括本部製販カンパニー 副カンパニー長 兼 製販営業部長 兼 関連営業部長	
前 田 洋 二	取 締 役	関係会社統括本部副本部長 兼 営業統括本部 島根統括部長	島根ナカバヤシ株式会社代表取締役
山 口 伸 淑	取 締 役		りそなカード株式会社代表取締役
織 戸 秀 雄	常 勤 監 査 役		
八 文 字 準 二	監 査 役		八文字コンサルティング株式会社代表取締役
中 務 尚 子	監 査 役		

- (注)1. 取締役山口伸淑氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役八文字準二、中務尚子の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役山口伸淑、監査役八文字準二、中務尚子の3氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として届出を行っております。  
 4. 監査役織戸秀雄氏は長年にわたり弊社財經部(現・経理部)で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役八文字準二氏はコンサルティング会社の代表取締役として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役中務尚子氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	10名	66,660千円	(内、社外 1名 2,250千円)
監 査 役	4名	21,060千円	(内、社外 2名 6,660千円)
合 計	14名	87,720千円	

- (注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 平成19年6月28日開催の第57回定時株主総会において、取締役の報酬等の総額を年額156,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬等の総額を年額36,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

区分	氏名	兼 職 状 況
取 締 役	山口 伸淑	りそなカード株式会社 代表取締役
監 査 役	八文字 準二	八文字コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社サンセイテクノス 社外監査役
監 査 役	中務 尚子	S P K 株式会社 社外監査役

#### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山口 伸淑	就任後、当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席し、主に長年にわたる企業経営者としての豊富な経験から発言を行なっております。
監 査 役	八文字 準二	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回すべてに出席し、主にコンサルティング会社の代表取締役としての幅広い見地から発言を行なっております。
監 査 役	中務 尚子	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行なっております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である山口伸淑、社外監査役である八文字準二、中務尚子の3氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規定の範囲内である金600万円又は会社法第425条1項の定める「最低責任限度額」のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・ 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規定の範囲内である金480万円又は会社法第425条1項の定める「最低責任限度額」のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	42,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合または公認会計士法等の法令違反が認められる場合、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 事業報告中、百万円及び千円で表示した金額は表示単位未満の端数を、千株単位で表示した株式数は千株未満の端数をそれぞれ切り捨てて表示しております

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,414</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,615</b>
現金及び預金	6,936	支払手形及び買掛金	6,359
受取手形及び売掛金	10,698	短期借入金	6,542
商品及び製品	4,653	未払金	3,137
仕掛品	550	未払費用	333
原材料及び貯蔵品	1,319	未払法人税等	501
その他	1,258	賞与引当金	649
貸倒引当金	△2	その他	1,092
<b>固 定 資 産</b>	<b>26,546</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,677</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>21,900</b>	長期借入金	7,537
建物及び構築物	4,995	退職給付に係る負債	3,744
機械装置及び運搬具	2,841	その他	395
土地	10,834	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,293</b>
建設仮勘定	3,051	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	177	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,849</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>934</b>	資本金	6,666
のれん	248	資本剰余金	8,740
その他	686	利益剰余金	5,782
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,711</b>	自己株式	△1,339
投資有価証券	2,458	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>823</b>
繰延税金資産	699	その他有価証券評価差額金	556
その他	567	繰延ヘッジ損益	60
貸倒引当金	△14	為替換算調整勘定	117
		退職給付に係る調整累計額	89
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>994</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>21,667</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>51,961</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>51,961</b>

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		53,520
売上原価		40,330
売上総利益		13,190
販売費及び一般管理費		11,844
営業利益		1,345
営業外収益		
受取利息及び配当金	50	
その他	426	477
営業外費用		
支払利息	92	
その他	69	161
経常利益		1,661
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	69	
その他	67	143
特別損失		
固定資産処分損	7	
投資有価証券売却損	5	13
税金等調整前当期純利益		1,791
法人税、住民税及び事業税	827	
法人税等調整額	9	837
少数株主損益調整前当期純利益		954
少数株主利益		18
当期純利益		935

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	6,666	8,740	5,172	△1,338	19,241
会計方針の変更による 累積的影響額			8		8
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,666	8,740	5,181	△1,338	19,249
当期変動額					
剰余金の配当			△334		△334
当期純利益			935		935
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	601	△1	600
当期末残高	6,666	8,740	5,782	△1,339	19,849

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純資産合計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その 他 の包括利益 累計額合計		
当期首残高	345	21	97	△267	196	949	20,387
会計方針の変更による 累積的影響額							8
会計方針の変更を反映した 当期首残高	345	21	97	△267	196	949	20,396
当期変動額							
剰余金の配当							△334
当期純利益							935
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	210	39	20	356	626	44	671
当期変動額合計	210	39	20	356	626	44	1,271
当期末残高	556	60	117	89	823	994	21,667



## 独立監査人の監査報告書

ナカバヤシ株式会社  
取締役会 御中

平成27年5月15日

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナカバヤシ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナカバヤシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>17,726</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,067</b>
現金及び預金	3,433	支払手形	792
受取手形	1,904	買掛金	4,241
売掛金	6,710	短期借入金	1,300
商品及び製品	3,335	1年内返済予定の長期借入金	4,205
仕掛品	286	前受金	77
原材料及び貯蔵品	1,090	賞与引当金	317
繰延税金資産	157	未払金	3,571
短期貸付金	441	預り金	69
その他	367	未払法人税等	319
貸倒引当金	△0	未払費用	164
<b>固定資産</b>	<b>23,866</b>	リース債務	3
<b>有形固定資産</b>	<b>14,531</b>	設備関係支払手形	2
建物	3,820	その他	1
構築物	60	<b>固定負債</b>	<b>6,714</b>
機械及び装置	2,010	長期借入金	4,343
車両運搬具	7	退職給付引当金	2,081
工具、器具及び備品	45	繰延税金負債	136
土地	8,587	リース債務	2
<b>無形固定資産</b>	<b>531</b>	その他	151
特許権	2	<b>負債合計</b>	<b>21,782</b>
商標権	2	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	434	<b>株主資本</b>	<b>19,231</b>
その他	72	資本金	6,666
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,803</b>	資本剰余金	8,740
投資有価証券	2,101	資本準備金	8,740
関係会社株式	6,018	利益剰余金	5,164
関係会社出資金	231	利益準備金	1,177
関係会社長期貸付金	382	その他利益剰余金	3,987
破産更生債権等	0	事業拡張積立金	100
その他	69	特別償却準備金	23
貸倒引当金	△0	固定資産圧縮積立金	239
		配当準備積立金	65
		別途積立金	2,600
		繰越利益剰余金	959
		<b>自己株式</b>	<b>△1,339</b>
		評価・換算差額等	579
		その他有価証券評価差額金	555
		繰延ヘッジ損益	23
<b>資産合計</b>	<b>41,593</b>	<b>純資産合計</b>	<b>19,810</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>41,593</b>

# 損益計算書

(自平成26年4月1日  
至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		37,525
売上原価		29,247
売上総利益		8,277
販売費及び一般管理費		7,474
営業利益		803
営業外収益		
受取利息及び配当金	55	
その他	883	939
営業外費用		
支払利息	85	
その他	563	649
経常利益		1,093
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	68	
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	66	
その他	17	155
特別損失		
固定資産処分損	5	
投資有価証券売却損	5	10
税引前当期純利益		1,237
法人税、住民税及び事業税	464	
法人税等調整額	△14	449
当期純利益		787

# 株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日  
至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	6,666	8,740	8,740
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,666	8,740	8,740
当期変動額			
特別償却準備金の積立			
特別償却準備金の取崩			
固定資産圧縮積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	6,666	8,740	8,740

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金							
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利益剰余金 合 計
事業拡張 積立金		特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	配当準備 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,177	100	30	238	65	2,500	599	4,711
会計方針の変更による 累積的影響額							0	0
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,177	100	30	238	65	2,500	599	4,711
当期変動額								
特別償却準備金の積立			1				△1	-
特別償却準備金の取崩			△7				7	-
固定資産圧縮積立金の積立				11			△11	-
固定資産圧縮積立金の取崩				△10			10	-
別途積立金の積立						100	△100	-
剰余金の配当							△334	△334
当期純利益							787	787
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△6	1	-	100	359	453
当期末残高	1,177	100	23	239	65	2,600	959	5,164

(単位:百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△1,338	18,779	361	11	372	19,152
会計方針の変更による 累積的影響額		0				0
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△1,338	18,779	361	11	372	19,152
当期変動額						
特別償却準備金の積立		-				-
特別償却準備金の取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		△334				△334
当期純利益		787				787
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			194	12	206	206
当期変動額合計	△1	452	194	12	206	658
当期末残高	△1,339	19,231	555	23	579	19,810

## 独立監査人の監査報告書

ナカバヤシ株式会社  
取締役会 御中

平成27年5月15日

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナカバヤシ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

ナカバヤシ株式会社 監査役会

常勤監査役 織戸 秀雄 (印)

社外監査役 八文字 準二 (印)

社外監査役 中務 尚子 (印)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から下記のとおりと致したいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円 総額 167,094,954円  
(注)中間配当を含めた当事業年度年間配当は、前期と同様に1株につき金6円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業の展開に備えて、事業目的を追加するものであります。内容といたしましては、野菜および果物の生産、加工および販売を追加するものであります。(第2条【目的】に第29号を追加いたします。)
  - (2) 当社は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の更なる効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。(変更案第4条・第4章・第5章・第6章・附則)
  - (3) 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、所要の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。(変更案第33条第②項)
  - (4) 当社は、上記のとおり監査等委員会設置会社への移行を行うことに伴い、要件を満たすこととなることから、機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにしたいと存じます。(変更案第35条・現行定款第7条の削除)
- その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正整理変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
【目的】	【目的】
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.~28. (条文省略)	1.~28. (現行どおり)
29. (新設)	29.野菜および果物の生産、加工および販売
29. (条文省略)	30. (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
【機関】	【機関】
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
(2)監査役	(2)監査等委員会
(3)監査役会	(削除)
(4)会計監査人	(3)会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式



現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (条文省略) 【自己株式の取得】</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第17条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【員数】</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>【選任方法】</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">② (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ (条文省略)</p> <p>【任期】</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設・現行定款第23条から変更)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>【代表取締役および役付取締役】</p> <p>第21条 (新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 取締役社長は当社の代表取締役とする。また、必要に応じて取締役会の決議をもって役付取締役より当社の代表取締役を定めることができる。</p> <p>【職務】</p> <p>第22条 取締役社長は会社の業務を総理し、取締役会長、</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第16条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役</p> <p>【員数】</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>【選任方法】</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ (現行どおり)</p> <p>【任期】</p> <p>第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>【補欠監査等委員である取締役の予選の効力】</p> <p>第20条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>【報酬等】</p> <p>第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 取締役会</p> <p>【代表取締役および役付取締役】</p> <p>第22条 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除・変更案第24条へ同文移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して各所管業務を掌理する。</p> <p>(新設・現行定款第28条から同文移設)</p> <p><b>【報酬等】</b>  第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設・現行定款第22条から同文移設)</p> <p><b>【取締役会の招集通知】</b>  第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前迄に発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。  ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設・現行定款第25条から同文移設)</p> <p><b>【取締役会の招集権者および議長】</b>  第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設・現行定款第24条から変更移設)</p> <p><b>【取締役会の決議方法等】</b>  第26条(条文省略)  ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p><b>【取締役会規則】</b>  第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p><b>【相談役および顧問】</b>  第23条 取締役会の決議により、相談役または顧問をおくことができる。</p> <p>(削除・変更案第21条へ変更新設)</p> <p><b>【職務】</b>  第24条 取締役社長は会社の業務を総理し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して各所管業務を掌理する。</p> <p>(削除・変更案第26条へ変更新設)</p> <p><b>【取締役会の招集権者および議長】</b>  第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除・変更案第25条へ同文移設)</p> <p><b>【取締役会の招集通知】</b>  第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。  ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><b>【取締役会の決議方法等】</b>  第27条(現行どおり)  ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除・変更案第29条へ同文移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><b>【相談役および顧問】</b>  第28条 取締役会の決議により、相談役または顧問をおくことができる。</p> <p>(新設・現行定款第27条から同文移設)</p> <p><b>【取締役の責任免除】</b>  第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>【員 数】</b>  第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><b>【選任方法】</b>  第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><b>【補欠監査役の予選の効力】</b>  第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p><b>【任 期】</b>  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><b>【重要な業務執行の決定の委任】</b>  第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削除・変更案第23条へ同文移設)</p> <p><b>【取締役会規則】</b>  第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(削除・変更案第33条へ変更新設)</p> <p>第6章 監査等委員会  <b>【常勤の監査等委員】</b>  第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><b>【監査等委員会の招集通知】</b>  第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><b>【監査等委員会規則】</b>  第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【常勤の監査役】</b> 第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p><b>【監査役会の招集通知】</b> 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前迄に発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><b>【監査役会の決議方法】</b> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><b>【監査役会規則】</b> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><b>【報酬等】</b> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><b>【監査役の責任免除】</b> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (新設)</p> <p><b>【取締役の責任免除】</b> (新設・現行定款第29条から変更移設)</p> <p>第6章 計算 <b>【事業年度】</b> 第40条 (条文省略)  (新設)</p> <p><b>【剰余金の配当の基準日】</b> 第41条 (条文省略)  (新設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第7章 取締役の責任免除 <b>【取締役の責任免除】</b> 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第8章 計算 <b>【事業年度】</b> 第34条 (現行どおり) <b>【剰余金の配当等の決定機関】</b> 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><b>【剰余金の配当の基準日】</b> 第36条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>


現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【中間配当】</b> 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><b>【配当金の除斥期間】</b> 第43条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><b>【配当金の除斥期間】</b> 第37条 (現行どおり)</p> <p><b>附則</b> 第65回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

### 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員(10名)は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員であるものを除く。)10名の選任をお願いいたしますと存じます。



本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
<p>候補者番号 1</p>  <p>つじ むら はじめ <b>辻 村 肇</b> (昭和28年11月4日) ■ 所有する当社株式の数:52,696株</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 取締役 平成19年4月 常務取締役 平成19年7月 日本通信紙株式会社代表取締役 平成20年4月 専務取締役 平成21年4月 代表取締役社長(現任) 平成21年4月 営業統括本部長(現任) 平成24年8月 株式会社松本コロナイプ光芸社代表取締役会長 平成25年5月 松江バイオマス発電株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 松江バイオマス発電株式会社代表取締役社長</p>
<p>候補者番号 2</p>  <p>なか ばやし かず よし <b>中 林 一 良</b> (昭和50年2月16日) ■ 所有する当社株式の数:41,449株</p>	<p>平成9年4月 当社入社 平成20年4月 製販カンパニー長兼企画部長(現任) 平成21年4月 執行役員 営業統括本部副本部長(現任) 平成22年6月 取締役 平成23年6月 常務執行役員 平成24年6月 常務取締役(現任)</p>

<p>候補者番号 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数</p>	<p>略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況</p>
<p>候補者番号 3</p>  <p>なか の しょう こうぞう 中之庄 幸三 (昭和31年12月2日) ■ 所有する当社株式の数:20,311株</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 DFカンパニー長 平成21年4月 執行役員 営業統括本部副本部長(現任) DF・商印カンパニー長 平成22年4月 印刷・製本カンパニー長(現任) 平成22年6月 取締役 平成23年6月 兵庫ナカバヤシ株式会社代表取締役(現任) 平成24年6月 常務執行役員 平成26年6月 常務取締役(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 兵庫ナカバヤシ株式会社代表取締役</p>
<p>候補者番号 4</p>  <p>なか や さだ ひで 中屋 定英 (昭和27年11月25日) ■ 所有する当社株式の数:25,575株</p>	<p>昭和50年3月 当社入社 平成17年4月 販社カンパニー長 平成18年6月 フエル販売株式会社代表取締役 平成21年4月 執行役員 営業統括本部副本部長兼販社カンパニー長 平成22年4月 環境・事務機カンパニー長(現任) 平成22年6月 取締役 平成23年6月 常務執行役員(現任) 平成24年6月 関係会社統括本部長(現任) 平成24年11月 カグクロ株式会社代表取締役(現任)、協友株式会社代表取締役</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; カグクロ株式会社代表取締役</p>
<p>候補者番号 5</p>  <p>さく た かず なり 作田 一成 (昭和31年2月23日) ■ 所有する当社株式の数:28,378株</p>	<p>昭和53年4月 株式会社協和銀行(現りそな銀行)入行 平成11年10月 同行天六支店長 平成15年7月 当社入社 平成16年6月 管理本部経理部長 平成17年6月 執行役員 平成20年6月 取締役 平成21年4月 管理統括本部副本部長 経理部長、情報システム室担当 平成23年6月 常務執行役員(現任) 管理統括本部長(現任) 経理部長、情報システム室担当(現任)</p>

候補者番号 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
<p>候補者番号 6</p>  <p>くろかわ おさむ 黒川 修 (昭和30年11月18日) ■ 所有する当社株式の数:15,974株</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成20年4月 管理統括本部大阪総務部長(現任) 平成21年4月 執行役員(現任) 平成23年6月 取締役(現任) 平成23年6月 管理統括本部副本部長(現任)</p>
<p>候補者番号 7</p>  <p>おか の ひで お 岡野 秀生 (昭和32年12月1日) ■ 所有する当社株式の数:13,823株</p>	<p>昭和56年4月 株式会社協和銀行(現りそな銀行)入行 平成16年2月 同行芝支店長 平成19年2月 当社管理統括本部東京人事部長 平成20年4月 東京人事部長兼東京総務部長 平成21年4月 執行役員(現任) 平成23年5月 ウーマン・スタッフ株式会社代表取締役社長 平成23年6月 取締役(現任) 平成23年6月 フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成24年6月 関係会社統括本部副本部長(現任) 平成26年4月 日本通信紙株式会社代表取締役社長(現任) &lt;重要な兼職の状況&gt; 日本通信紙株式会社代表取締役社長</p>
<p>候補者番号 8</p>  <p>ゆもと ひで あき 湯本 秀昭 (昭和34年3月1日) ■ 所有する当社株式の数:12,166株</p>	<p>昭和59年12月 当社入社 平成13年1月 仙台営業所長 平成21年4月 製販カンパニー副カンパニー長(現任) 製販営業部長(現任) 平成22年4月 執行役員(現任) 平成24年6月 取締役(現任) ロアス営業部長 平成25年6月 関連営業部長(現任)</p>

候補者番号 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
<p>候補者番号 9</p>  <p>まえ だ よう じ 前 田 洋 二 (昭和36年10月29日)</p> <p>■ 所有する当社株式の数: 8,621株</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成23年4月 製販カンパニー商品管理部長 平成24年4月 執行役員(現任) 平成24年6月 関係会社統括本部副本部長(現任) 営業統括本部島根統括部長(現任) 島根ナカバヤシ株式会社代表取締役(現任) 平成26年6月 取締役(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 島根ナカバヤシ株式会社代表取締役</p>
<p>候補者番号 10</p>  <p>やま ぐち のぶ よし 山 口 伸 淑 社外取締役 (昭和30年1月20日)</p> <p>■ 所有する当社株式の数: 0株</p>	<p>昭和52年4月 株式会社協和銀行(現りそな銀行)入行 平成15年6月 同行執行役 平成22年6月 同行取締役専務執行役員 平成25年4月 りそなカード株式会社代表取締役社長 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年4月 株式会社東京カンテイ専務取締役(現任)</p>

(注)1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

- 山口伸淑氏は社外取締役候補者であります。
- 山口伸淑氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 山口伸淑氏の選任が承認された場合、第2号議案および本議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
- 山口伸淑氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届出を行っております。
- 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨表示)



## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
<p>候補者番号 1</p>  <p>おりとひでお 織戸 秀雄 (昭和27年12月27日) ■ 所有する当社株式の数:21,000株</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 管理本部経部次長 平成17年4月 購買部副部長 平成20年4月 監査室長 平成24年6月 常勤監査役(現任)</p>
<p>候補者番号 2</p>  <p>はちもんじ じゅんじ 八文字 準二 (昭和48年8月12日) 社外取締役 ■ 所有する当社株式の数:20,852株</p>	<p>平成7年9月 八文字会計事務所に入所 平成9年2月 八文字エム・エス・シー株式会社代表取締役 平成17年7月 八文字コンサルティング株式会社代表取締役(現任) 平成18年6月 株式会社サンセイテクノス社外監査役(現任) 平成19年6月 当社社外監査役(現任)</p>
<p>候補者番号 3</p>  <p>なかつかさ なおこ 中務 尚子 (昭和40年4月8日) 社外取締役 ■ 所有する当社株式の数: 0株</p>	<p>平成6年4月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所) 平成14年6月 SPK株式会社社外監査役(現任) 平成18年4月 ニューヨーク州弁護士登録 平成20年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 平成24年6月 当社社外監査役(現任) 平成26年4月 京都大学法科大学院客員教授(現任)</p>

- (注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 八文字準二氏、中務尚子氏は社外取締役候補者であります。
3. 八文字準二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。中務尚子氏は、弁護士としての専門知識と見識および経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 八文字準二・中務尚子両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、第2号議案および本議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
5. 八文字準二氏、中務尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として届出を行っております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">こばやし あき ひろ 小林 章 博</p> <p>(昭和45年12月19日) <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">社外取締役</span></p> <p>■ 所有する当社株式の数: 0株</p>	<p>平成11年4月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)</p> <p>平成21年11月 京都弁護士会に登録替 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所 代表就任(現任)</p> <p>平成22年4月 京都大学法科大学院非常勤講師(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社船井総研ホールディングス社外監査役</p>

- (注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林章博氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小林章博氏は、弁護士としての専門知識と見識および経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、補欠の監査等委員である取締役に選任をお願いするものであります。
4. 小林章博氏が監査等委員である取締役に就任した場合、第2号議案および本議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
5. 小林章博氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
6. 補欠の監査等委員である取締役に予選の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合の当社定款第20条の定めにより、選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までであります。

## 第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成19年6月28日開催の第57回定時株主総会において年額156,000,000円以内と決議いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額156,000,000円以内(うち社外取締役分は年額15,600,000円以内)と定め、各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は10名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)10名選任の件」の効力が生じると、取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名(うち社外取締役1名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額36,000,000円以内と定め、各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上

# ナカバヤシ株式会社

## 株主総会会場ご案内図

住所：大阪市城東区中央二丁目1番23号  
TEL：06 (6930) 6677 (代表)

- 京阪電鉄  
野江駅より 徒歩約5分
- 地下鉄 長堀鶴見緑地線、今里筋線  
蒲生四丁目駅⑦番出口より  
徒歩約6分
- JR環状線、東西線、学研都市線  
京橋駅より 徒歩約15分

ナカバヤシ株式会社  
大阪支社

